



発行 新潟県

**第 97 号**

平成25年12月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1404 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1405 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1406 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1407 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1408 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1409 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1410 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1411 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1412 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 1413 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1414 道路の区域変更（道路管理課）
- 1415 道路の供用開始（道路管理課）
- 1416 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1417 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1418 都市計画の変更（都市政策課）
- 1419 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 保安林指定予定通知のあて先人不明（治山課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局村上新町店	村上市新町6番52号	居宅療養管理指導	H25.10.21
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局村上新町店	村上市新町6番52号	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.21
株式会社エヌ・エム・アイ	長岡市緑町1丁目88番地283	坂町調剤薬局	村上市坂町3262-14	居宅療養管理指導	H25.9.1
社会福祉法人十日町福祉会	十日町市水口沢99番地	ヘルパーステーション十日町	十日町市山野田370番地1	訪問介護	H25.10.1
社会福祉法人十日町福祉会	十日町市水口沢99番地	ヘルパーステーション十日町	十日町市山野田370番地1	介護予防訪問介護	H25.10.1
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7-26	居宅介護支援	H25.3.1

## ◎新潟県告示第1405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	ハートフルケア柏崎	新潟県柏崎市大字古町725番地	株式会社東日本福祉経営サービス	平成25年12月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	介護用品魚仁	新潟県柏崎市大字古町731番地	有限会社魚仁	平成25年12月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	介護用品魚仁	新潟県柏崎市大字古町731番地	有限会社魚仁	平成25年12月1日

## ◎新潟県告示第1406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
有限会社サンフラワー介護福祉センター	新潟県新発田市城北町2丁目7番1号	有限会社サンフラワー介護福祉センター	平成25年12月1日

## ◎新潟県告示第1407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ジャパンケア長岡	新潟県長岡市喜多町1051番地1吉沢ビル102	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年9月24日	平成25年11月30日
訪問看護ステーション関川ナーシングセンター	新潟県岩船郡関川村大字湯沢728番地7	医療法人愛広会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成25年11月13日	平成25年11月30日
阿賀野市デイサービスセンターまごころ	新潟県阿賀野市飯山新613番地1	社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成25年9月30日	平成25年11月1日

## ◎新潟県告示第1408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
ケアプランセンターぷらむ	新潟県燕市佐渡392番地	株式会社ぷらむ	平成25年10月21日	平成25年11月30日

## ◎新潟県告示第1409号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月10日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除予定森林の所在場所  
新潟県上越市浦川原区東俣字大林82の4
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ◎新潟県告示第1410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成25年12月10日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新発田市 豊浦郷土地改良区	豊浦郷土地改良区	維持管理	変更	平成25年12月2日	第48条

## ◎新潟県告示第1411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成25年12月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 大和郷土地改良区	浦佐第3	農用地改良保全（基盤整備促進）事業	変更	平成25年11月28日	第48条

## ◎新潟県告示第1412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年12月10日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称  
柏崎土地改良区
- 2 地区名  
高田北部地区
- 3 認可年月日  
平成25年11月29日
- 4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

## ◎新潟県告示第1413号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称  
糸魚川市
- 2 事業の種類  
糸魚川市能生体育館整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
糸魚川市大字能生字沖ノ御前及び字桑ノ町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性  
糸魚川市能生体育館整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性  
起業者は、本件事業に必要な経費について予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足

すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

糸魚川市の能生地域に唯一ある能生体育館は昭和49年に建設され、市内に11ある社会体育施設の中で最も古く、耐震診断では強度不足により改修も困難であると判断されたことから、建替えによる利用者の安全確保が急務となっている。市では、本件事業を市の総合計画の後期基本計画での主要事業に位置付け、大規模な地震等の発生に備え、地域の避難施設としても利用される本体育館を早期に建て替えるものである。

糸魚川市は建替えについて協議会を設置して検討を重ねた結果、現体育館敷地では、不足している駐車場及び体育館の敷地を追加して建て替えることが困難なため、本件事業は新たな土地で実施するものである。

本件事業の施行により、大規模な地震等発生時の体育館利用者の安全確保が図られ、また敷地面積の拡大により収容人数が増加することで、避難施設としての機能強化が図られることから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

また、体育館の面積を増やし、バスケットボールコート of 正規の面積を整備することにより、県大会レベルの各種スポーツ大会を開催することが可能になることから、市内から出場する選手の遠方への移動による負担が軽減されるとともに、市外からの集客が見込まれるものである。

本件事業の施行による周辺環境への影響として、騒音の発生が懸念されるが、施工中は騒音対策を万全に行い、壁は防音仕様とするとともに、体育館運用後は管理人を巡回させ利用者の速やかな帰宅を促すなど、影響を最小限にとどめることとしている。また、施設の性格上、悪臭を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、鳥獣保護等については特別な措置を講ずべき希少動物の存在は確認されていないことを市の担当課で確認している。埋蔵文化財については、能生地域の埋蔵文化財包蔵地の所在確認が不十分ながらも発見の可能性は低いと市の担当課から回答を得ているが、遺物等の有無を本件事業の施工の際に確認し、発見された場合はその対応について担当課と協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現敷地面積に不足する駐車場及び体育館の面積を加えて確保できる場所4か所を選定し、自然的条件、社会的条件及び経済的条件をもとに比較検討した結果、地盤がよくて交通の利便性が高く、事業費も比較的安価であることから総合的に判断し、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように現能生体育館が市内で最も古く、老朽化のため強度不足により耐震改修も困難であると診断されたことから、災害発生時の体育館利用者の安全確保や避難施設としての機能強化を図るために市として早急に整備する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
糸魚川市役所教育委員会生涯学習課

◎新潟県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村松田上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市中野橋字受場460番1から 同市中野橋字八石518番1まで	新	(A)9.6～16.4メートル	435.9メートル
		(B)10.2～22.8メートル	451.0メートル
	旧	9.6～16.4メートル	435.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 村松田上線
- 2 供用開始の区間  
五泉市中野橋字受場460番1から同市中野橋字八石518番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月10日

◎新潟県告示第1416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口(2)地区	上越市牧区山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池舟(2)地区	上越市牧区池舟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

池舟(3)地区	上越市牧区池舟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(6)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池舟(1)地区	上越市牧区池舟	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口(2)地区	上越市牧区山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池舟(2)地区	上越市牧区池舟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池舟(3)地区	上越市牧区池舟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(6)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年12月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 糸魚川都市計画道路
- 2 名称 3・4・1号 糸魚川停車場線  
3・4・5号 南通り線  
3・4・16号 青海川線  
3・5・20号 青海駅大沢線

## ◎新潟県告示第1419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
上越都市計画用途地域（上越市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）ウオロク桜木店  
所在地 柏崎市桜木町885外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社ウオロク
    - 法人代表者氏名 代表取締役社長 葛見 久則
    - 住所 新潟市中央区鑑二丁目14番13号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社ウオロク
    - 法人代表者氏名 代表取締役社長 葛見 久則
    - 住所 新潟市中央区鑑二丁目14番13号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年7月31日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計



計2,020平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計131台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計84台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計96平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計18立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前8時45分から翌午前0時15分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 4箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日  
平成25年11月29日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成25年12月10日から平成26年4月10日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 保安林指定予定通知のあて先人不明について(公告)

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市役所に掲示する。

平成25年12月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 所在の不明な者の氏名及び掲示場所  
江部 喜一 南魚沼市役所
- 2 通知の内容
  - (1) 農林水産大臣から、平成25年11月5日付け25林整治第661号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
  - (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成25年11月19日付け県告示第1306号による。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡ビデオスコープシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月10日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

内視鏡ビデオスコープシステム 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年12月20日（金）午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月25日（水）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡洗浄器履歴管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月10日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

内視鏡洗浄器履歴管理システム 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年12月20日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月25日(水) 午前11時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。